

No. 23 知立市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
市民部 環境課		0566-95-0126	直 通	0566-83-9765
住 所	〒472-0044 知立市広見3-1		担当者氏名	前嶋 祐次
U R L	http://www.city.chiryu.aichi.jp/		E-mail	kankyo@city.chiryu.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	460,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	572,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	771,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
1	1	1					3

前年度実績基数 (0基)

(3) [補助対象地域] 公共下水道認可区域を除く地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ・既設の汲取り式トイレ又はみなし浄化槽を撤去若しくはみなし浄化槽を雨水貯留槽へ転用して、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置すること
- ※浄化槽とは別表1に示す環境省の「浄化槽設置整備事業実施要綱」第3の(7)において定める環境配慮型浄化槽

※別表1 (第2条関係)

浄化槽の消費電力が表1の消費電力以下であること

(W)

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/ℓ以下)	消費電力 (りん除去型)
5 人	39	53	83
7 人	55	75	90
n (10人以上)	$n \times 7.5$	$n \times 10.2$	$n \times 15.7$

- ①知立市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により住民基本台帳に記録された者
- ②自ら居住の用に供する市内の住宅(延べ床面積の2分1以上を居住の用に供する併用住宅を含み、集合住宅及び社宅を除く)に、撤去する汲取り式トイレ又はみなし浄化槽が接続され、現に使用している者
- ③市税の滞納がない者
- ④過去にこの要綱(改正前を含む)による補助を受けたことがないこと

(6) [欠格要件]

- ①当該年度内において、知立市公共下水道処理開始区域外からの汚水流入に関する取扱要綱(平成13年下水道課要綱)第4条の許可を受けることが見込まれる者
- ②浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ③建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認が必要となる新築、改築、増築に伴い浄化槽を設置する者
- ④住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- ⑤住宅を販売する目的の者
- ⑥補助金の交付申請前に工事に着工した者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図
- ③配置図及び排水経路図
- ④全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度による登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- ⑤浄化槽機能保証制度における一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- ⑥浄化槽設備士免状の写し又は昭和62年度以前の資格取得者は特別講習会修了証書の写し

- ⑦浄化槽転換設置事業に係る工事見積書及び工事契約書の写し（撤去及び設置に係る費用のわかるもの）
- ⑧住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑨知立市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑩その他市長が必要と認める書類

（８）〔 実績報告書に添付する書類及び提出期限 〕

・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日まで

- ①工事請負契約書の写し
- ②工事施工写真（既設物の撤去から浄化槽の新設まで）
- ③浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ④領収書の写し（既設物の撤去等から浄化槽の新設に係るもの）
- ⑤汲取り式トイレ又はみなし浄化槽の最終清掃記録の写し
- ⑥浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ⑦浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の写し
- ⑧住民票の写し
- ⑨その他市長が必要と認める書類

（９）〔 その他 〕

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に工事費用の2/3（3m³未満：7万5千円, 3～10m³:10万円, 10m³以上:15万円まで）の補助を行っている（下水道接続時）

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください